

## 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の一部変更について

■変更の目的：保険者機能強化推進交付金（市町村分）に関する評価指標に対応し、さらなる交付金の確保を図るため。

### ※保険者機能強化推進交付金とは

…平成29年度介護保険法改正により、保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村の取組や、こうした市町村の取組を支援する都道府県の取組を推進するため、市町村及び都道府県の様々な取組の達成状況に関する指標を設定した上で、国が交付金を交付することとなりました。

⇒ 当該補助金の評価指標（6）介護予防／日常生活支援 ②において、

「介護保険事業計画において、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス（基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援を指し、予防給付で実施されてきた旧介護予防訪問介護相当サービス・旧介護予防通所介護相当サービスに相当するサービスは含まない。以下同じ。）及びその他の生活支援サービスの量の見込みを立てるとともに、その見込み量の確保に向けた具体策を記載しているか。」

という指標があり、見込み量の確保に向けてすでに実施している具体策を計画書に記載することで、さらなる交付金の確保を図ります。

■変更をする箇所等：第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 計画書 40頁 第2段落 に次の文章を追加します。

「また新たに通所サービスを希望する高齢者は、原則通所型サービスCを利用することとし、より多くの高齢者が自立支援に向かえるような仕組みを構築していきます。」

※添付資料： 厚生労働省 平成29年12月15日事務連絡

- 「高齢者の自立支援・重度化防止に関する取組を支援するための新たな交付金について」より 抜粋
- ・高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金の趣旨
- ・評価指標（6）介護予防／日常生活支援

# 高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金

別添

平成30年度予算案 200億円

## 趣旨

- 各保険者において、高齢化の進展状況や介護サービスの状況等は様々であり、保険者機能を強化し、地域の課題を的確に把握した上で、実情に応じた地域包括ケアシステムを構築していくことが重要
- また、保険者の人員やノウハウにも課題や地域差があることや、保険者の枠を超えた調整が必要である場合もあること等から、都道府県による保険者支援が重要
- このため、平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、取組を制度化したところであり、この一環として、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定した上で、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金(市町村分、都道府県分)を創設

## 概要

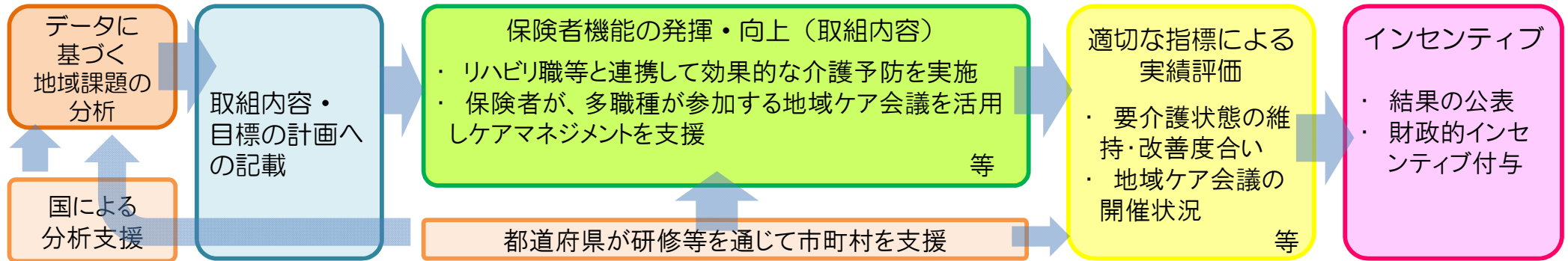
### <市町村分>

- 1 交付対象 市町村(広域連合、一部事務組合)
- 2 交付内容 自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組を支援

### <都道府県分>

- 1 交付対象 都道府県
- 2 交付内容 自立支援・重度化防止等に向けた都道府県による市町村支援の取組を支援

### <参考1>平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化



### <参考2>市町村 評価指標(案) ※主な評価指標

#### ① PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化

- ☑ 地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、地域の介護保険事業の特徴を把握しているか 等

#### ② ケアマネジメントの質の向上

- ☑ 保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、ケアマネジャーに対して伝えているか 等

#### ③ 多職種連携による地域ケア会議の活性化

- ☑ 地域ケア会議において多職種が連携し、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか
- ☑ 地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か 等

#### ④ 介護予防の推進

- ☑ 介護予防の場にリハビリ専門職が関与する仕組みを設けているか
- ☑ 介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か 等

#### ⑤ 介護給付適正化事業の推進

- ☑ ケアプラン点検をどの程度実施しているか
- ☑ 福祉用具や住宅改修の利用に際してリハビリ専門職等が関与する仕組みを設けているか 等

#### ⑥ 要介護状態の維持・改善の度合い

- ☑ 要介護認定者の要介護認定の変化率はどの程度か

(6)介護予防／日常生活支援

	指標(案)	趣旨・考え方
①	介護予防・日常生活支援総合事業の創設やその趣旨について、地域の住民やサービス事業者に対して周知を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民及びサービス事業者に対する総合事業に係る正しい理解や周知を促進することを評価するもの。</li> </ul>
②	介護保険事業計画において、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス(基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援を指し、予防給付で実施されてきた旧介護予防訪問介護相当サービス・旧介護予防通所介護相当サービスに相当するサービスは含まない。以下同じ。)及びその他の生活支援サービスの量の見込みを立てるとともに、その見込み量の確保に向けた具体策を記載しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本指針を踏まえ、多様なサービス等の計画的な整備に向けた取組を評価するもの。</li> </ul>
③	介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスやその他の生活支援サービスの開始にあたり、生活支援コーディネーターや協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様なサービス等の実施に係るPDCAサイクルの活用を評価するもの。</li> </ul>
④	高齢者のニーズを踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、その他生活支援サービスを創設しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の高齢者のニーズを前提として、総合事業における多様なサービスの創設実績を評価するもの。</li> </ul>
⑤	介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か(【通いの場への参加率＝通いの場の参加者実人数／高齢者人口】等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防に資する通いの場への参加状況の評価するもの。</li> </ul>
⑥	地域包括支援センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護支援専門員等が地域資源等に関する情報を共有することにより、住民に適切なサービスの提供ができるよう、情報提供の取組を評価するもの。</li> </ul>

第7期直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 新旧対照表

新	旧
<p>40頁 第2段落</p> <p>今後、従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様のサービスに加え、訪問で把握した生活行為や動作上の問題を通所で集中的に訓練するなど、訪問と通所が一体的に提供されることが効果的であることから、通所型サービスCや訪問型サービスCを組み合わせた支援を実施していきます。具体的には、日常の環境調整や動作の仕方などの改善の見極めについてアドバイスができるリハビリテーション専門職等が、訪問で居宅での生活パターンや環境をアセスメントし、自立支援に向けたサービスを実施していきます。<u>また新たに通所サービスを希望する高齢者は、原則通所型サービスCを利用することとし、より多くの高齢者が自立支援に向かえるような仕組みを構築していきます。</u></p>	<p>今後、従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様のサービスに加え、訪問で把握した生活行為や動作上の問題を通所で集中的に訓練するなど、訪問と通所が一体的に提供されることが効果的であることから、通所型サービスCや訪問型サービスCを組み合わせた支援を実施していきます。具体的には、日常の環境調整や動作の仕方などの改善の見極めについてアドバイスができるリハビリテーション専門職等が、訪問で居宅での生活パターンや環境をアセスメントし、自立支援に向けたサービスを実施していきます。</p>